



(号外) 発行内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔政 令〕

○防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (二八七)

○自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (二八八)

○地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令 (二八九)

○沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令 (二九〇)

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (二九一)

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (二九二)

〔条 約〕

○日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定(七)

〔省 令〕

○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令 (防衛一四)

〔法規的告示〕

○生物学的製剤基準の一部を改正する件 (厚生労働二二〇)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件 (同二二一)

〔その他告示〕

○日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の効力発生に関する件 (外務二八六)

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一项の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示 (財務二〇一～二〇三、二〇五、二〇六)

○国債の発行等に関する省令第五条第十一项の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示 (同二〇四)

○国債の発行等に関する省令第五条第十一项の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示 (同二〇七～二一五)

○国債の発行等に関する省令第六条第十一项の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示 (同二一六～二二八)

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示 (同二一九～二二二)

○航空法施行規則第五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であつて、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてはならない期間を指定する告示の一部を改正する告示(国土交通八一)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人国立病院機構令和六年度(第二十一期事業年度)財務諸表、令和六事業年度独立行政法人都市再生機構の財務諸表、首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士登録抹消、公立学校共済組合役員の退職及び就職関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達、特定空家等の除却命令及び代執行関係

会社その他

会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第二百八十七号) (防衛省)

防衛省設置法等の一部を改正する法律 (令和七年法律第四十四号) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年九月一日とする。

◇自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (政令第二百八十八号) (防衛省)

- 第1 自衛隊法施行令の一部改正
1 事業を営む予備自衛官に対する給付金の日額を定める。(第九十七條の三関係)
2 公務上負傷し、又は疾病にかかった場合の事業を営む予備自衛官に対する給付金の支給の限度となる期間を定める。(第九十七條の四関係)
3 事業を営む予備自衛官に対する給付金の支給の申請等について定める。(第九十七條の五関係)
4 給付金支給申請書の様式その他事業を営む予備自衛官に対する給付金の支給に関し必要な事項は、防衛省令で定めることとする。(第九十七條の六関係)
5 1から4までは、事業を営む即ち予備自衛官に係る給付金に準用することを定める。(第九十二條の七関係)
6 その他所要の規定の整備を行う。
第2 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正
予備自衛官及び即ち予備自衛官に支給する訓練招集手当の日額の上限を引き上げる。(第十七條の十四関係)
第3 施行期日
この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律(令和七年法律第四十四号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和七年九月一日)から施行する。(附則関係)

◇地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

- (政令第二百八十九号) (総務省)
- 1 公立大学法人による出資の対象となる者が実施する、大学等における研究の成果を活用する事業の範囲を定めること。(本則関係)
- 2 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和七年法律第三十五号) の施行の日から施行すること。(附則関係)

◇沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

- (政令第二百九十号) (内閣府本府)
- 1 附則第五条中「四十三億円」を「四十四億円」に改める。(本則関係)
- 2 この政令は、公布の日から施行する。(附則関係)

◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

- (政令第二百九十一号) (国土交通省)
- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 (令和六年法律第二十三号) 附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とすること。

◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

- (政令第二百九十二号) (国土交通省)
- 第1 物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部改正
  - 1 特定貨物自動車運送事業者等の指定に係る輸送能力
    - (1) 物資の流通の効率化に関する法律 (以下「法」という。)第三十七条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の輸送能力は、次に掲げる貨物自動車の数を合算して得た数とする。(第五条第一項関係)
    - イ 当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等が保有する貨物自動車のうち、自らの貨物自動車運送事業の用に供するもの

ロ 当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等が保有する貨物自動車のうち、自らの第二種貨物利用運送事業の用に供するもの (イに掲げるものを除く。)

- (2) 法第三十七条第一項の政令で定める輸送能力は、百五十台とする。(第五条第二項関係)
- 2 特定第一種荷主の指定に係る重量
  - (1) 法第四十五条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物について、当該年度の前年度に行われた運送ごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。(第六条第一項関係)

(2) (1)の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第一種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送(貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を行なった貨物をいう。(第六条第二項関係)

- (3) 法第四十五条第一項の政令で定める重量は、九万トンとする。(第六条第三項関係)
- 3 特定第二種荷主の指定に係る重量
  - (1) 法第四十五条第五項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物について、当該年度の前年度における運転者との間の受渡しごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。(第七条第一項関係)

に引き渡し、若しくは他の者をして運転者に引き渡させた貨物 (次に掲げるものを除く。)をいう。(第七条第二項関係)

- イ 当該第二種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託した貨物
- ロ 当該第二種荷主が貨物の受渡しを行う日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない貨物
- (3) 法第四十五条第五項の政令で定める重量は、九万トンとする。(第七条第三項関係)
- 4 特定荷主に対する命令に際し意見を聴く審議会等
  - 第四十九条第三項の政令で定める審議会等は、産業構造審議会 (勧告に係る措置が特定の事業に係るものである場合にあつては、産業構造審議会及び当該事業ごとに定める審議会) とする。(第八条関係)

5 特定倉庫業者の指定に係る保管量

- (1) 法第五十五条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の保管量は、対象貨物について、当該年度の前年度における入庫ごとに、実測、当該対象貨物の容積に当該対象貨物の比重を乗ずる方法その他の国土交通省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。(第九条第一項関係)
- (2) (1)の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該倉庫業者がその倉庫業の用に供する倉庫において寄託を受けた貨物をいう。(第九条第二項関係)
- (3) 法第五十五条第一項の政令で定める保管量は、七十万トンとする。(第九条第三項関係)

6 特定連鎖化事業者の指定に係る重量

- (1) 3の(1)の規定は、法第六十四条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量について準用する。(第十条第一項関係)
- (2) (1)において準用する3の(1)の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該連鎖化事業者の連鎖対象者が運転者から受け取

り、又は他の者をして運転者から受け取らせた貨物 (次に掲げるものを除く。)をいう。(第十条第二項関係)

- イ 当該連鎖対象者が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託した貨物
- ロ 当該連鎖化事業者がその法第六十一条第一項に規定する事業に係る定型的な約款による契約に基づき受渡しの日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない貨物
- (3) 法第六十四条第一項の政令で定める重量は、九万トンとする。(第十条第三項関係)
- 7 特定連鎖化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等
  - 法第六十八条第三項の政令で定める審議会等は、産業構造審議会 (同条第一項の勧告に係る措置が食品産業に係るものである場合にあつては、産業構造審議会及び食料・農業・農村政策審議会) とする。(第十一条関係)

8 特定荷主の指定、届出の受理、監督等に関する荷主事業所管大臣の権限のうち財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方支分部局の長に委任する。(第十四条第五項～第九項関係)

- 9 特定連鎖化事業者の指定、届出の受理、監督等に関する連鎖化事業所管大臣の権限のうち農林水産大臣及び経済産業大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方支分部局の長に委任する。(第十四条第十項、第十一項関係)

第2 関係政令の一部改正

- 建設業法施行令その他の政令について所要の改正を行う。
- 第3 附則
  - この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行の日 (令和八年四月一日) から施行する。(附則関係)

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)  
**第二条** 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。  
 第十七条の十四第一項中「八千三百円」を「一万三千二百円」に、「一万四千二百円」を「二万六千三百円」に改める。

**附則**  
 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律(令和七年法律第四十四号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和七年九月一日)から施行する。

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年八月八日

内閣総理大臣 石破 茂

**政令第二百八十九号**

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和七年法律第三十五号)の施行に伴い、及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第二十一条第二号口の規定に基づき、この政令を制定する。

地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)の一部を次のように改正する。  
 第四条中「第二十一条第二号」を「第二十一条第二号八」に改め、同条第二号中「大学又は大学及び高等専門学校(イ及びロにおいて「大学等」という。)」を「大学等」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。  
 法第二十一条第二号ロに規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 当該大学等(法第二十一条第二号に規定する大学等をいう。次号及び次項第二号において同じ。)における研究の成果の提供を受けて、他の事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業
- 二 前号に掲げるもののほか、当該大学等における研究の成果の提供を受けて、他の事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業(当該大学等における研究の成果の提供を受けて研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。)

**附則**  
 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

沖繩振興特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年八月八日

内閣総理大臣 石破 茂

**政令第二百九十号**

沖繩振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)附則第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖繩振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。  
 附則第五条中「四十三億円」を「四十四億円」に改める。

**附則**  
 この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年八月八日

内閣総理大臣 石破 茂

**政令第二百九十一号**

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和六年法律第二十三号)附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

農林水産大臣 小泉進次郎  
 経済産業大臣 武藤 容治  
 国土交通大臣 中野 洋昌  
 内閣総理大臣 石破 茂

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年八月八日

内閣総理大臣 石破 茂

**政令第二百九十二号**

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和六年法律第二十三号)の一部の施行に伴い、並びに物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第三十七条第一項、第四十五条第一項及び第五項、第四十九条第三項、第五十五条第一項、第六十四条第一項、第六十八条第三項並びに第七十四条、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三十九条、財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第七條第二項及び第二十一条第四項、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)第五十六条、経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)第七條第二項並びに国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和七年八月八日



（特定連鎖化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）  
**第十一条** 法第六十八条第三項の政令で定める審議会等は、産業構造審議会（同条第一項の勧告に係る措置が食品産業に係るものである場合にあつては、産業構造審議会及び食料・農業・農村政策審議会）とする。

（建設業法施行令の一部改正）  
**第二条** 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「並びに」を、「物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項並びに」に改める。

（財政制度等審議会令の一部改正）  
**第三条** 財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。  
 五 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

第六条第一項の表たばこ事業等分科会の項所掌事務の欄第五号中「その」を「審議会の」に改め、同欄に次の一号を加える。  
 六 物資の流通の効率化に関する法律第四十九条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

（国税審議会令の一部改正）  
**第四条** 国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条第三項並びに」を「第二十五条第三項」に、「並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項の規定」に改める。  
 第六条第一項の表酒類分科会の項及び第八号第四項中「並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七号の七第三項」を、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七号の七第三項並びに物資の流通の効率化に関する法律第四十九条第三項」に改める。

（食料・農業・農村政策審議会令の一部改正）  
**第五条** 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに」を、「物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項及び第六十八条第三項並びに」に改める。  
 （産業構造審議会令の一部改正）  
**第六条** 産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七号の七第三項及び」を「第七号の七第三項」に、「並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第六号第一項の表商務流通情報分科会の項下欄に次の一号を加える。  
 十 物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

（交通政策審議会令の一部改正）  
**第七条** 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び」を、「物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）及び」に改める。  
 第六条第一項の表観光分科会の項中「及び」を「及び」を「に基づき」に改める。

（附則）  
 この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

財務大臣 加藤 勝信  
 農林水産大臣 小泉進次郎  
 経済産業大臣 武藤 容治  
 国土交通大臣 中野 洋昌  
 内閣総理大臣 石破 茂

条約

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定をここに公布する。

御名 御璽

令和七年八月八日

内閣総理大臣 石破 茂

条約第七号

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

日本国政府及びイタリア共和国政府（以下個別に「締約国政府」といい、「両締約国政府」と総称する。）は、

後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品又は役務」という。）の相互の提供に関する日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊（以下「イタリア軍隊」という。）との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とイタリア軍隊との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びイタリア軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

1 この協定は、日本国の自衛隊とイタリア軍隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

a 日本国の自衛隊及びイタリア軍隊の双方の参加を得て行われる訓練

b 国際連合平和維持活動、国際連携平和及安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの締約国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

c 外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送連絡調整その他の日常的な活動（いずれか一方の締約国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の締約国政府の国の領域内の施設への訪問を含む）。ただし、いずれかの締約国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

e それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

2 この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3 この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びイタリア軍隊が実施する。

第二条

1 いずれか一方の締約国政府が日本国の自衛隊又はイタリア軍隊により実施される前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の締約国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

2 この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

- 食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成
  - 品、修理・整備業務（校正業務を含む）、空港・港湾業務及び弾薬
- それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。